

2022年3月1日

ビジネス等による短期滞在及び留学生、技能実習生、就労者等に対する日本への入国制限の緩和について
(新型コロナウイルス関連)

- 2022年3月1日より、ウズベキスタンから日本へのビジネス等による短期滞在、留学生、技能実習生、各種資格に伴う就労者等が査証申請し、渡航することが可能となりました。
- 受入機関となる法人等の担当者様におかれましては、下記の案内を参考としていただき、必要な準備を進めてください。

1 新たに入国が可能となった渡航目的

- (1) ビジネス、研修、商談、会議等を目的とした90日以内の短期滞在
- (2) 留学生、技能実習生、各種資格に伴う就労者等の長期滞在

2 査証申請に必要な書類

以下の書類を準備していただき、当館へ提出してください。(必要書類は下記のリンクから入手できます。)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page23_001835.html

- (1) ビジネス、研修、商談、会議等を目的とした90日以内の短期滞在
 - ・申請書(2通)
 - ・パスポート
 - ・パスポートのコピー
 - ・在職証明書(申請人が所属する会社等が作成)
 - ・出張命令書(申請人が所属する会社等が作成)
 - ・招聘理由書(受入機関※1が作成)(コピーでも可)
 - ・身元保証書(受入機関が渡航費用等を負担する場合のみ必要)(受入機関が作成)(コピーでも可)
 - ・会社・団体概要説明書(受入機関が作成)
 - ・滞在予定表(受入機関が作成)
 - ・受付済証(受入機関が業所管省庁※2に対して申請して入手)(コピーでも可)
- (2) 留学生、技能実習生、就労者等の長期滞在
 - ・申請書(2通)
 - ・パスポート
 - ・パスポートのコピー
 - ・在留資格認定証明書(コピーでも可)
 - ・受付済証(受入機関が業所管省庁※2に対して申請して入手)(コピーでも可)

(※1) 受入機関：入国者を雇用又は招聘する企業・学校・団体等

(※2) 業所管省庁：受入機関を所管する日本の省庁

3 受付済証について

- (1) 受付済証は、受入機関が業所管省庁に対し必要書類を提出して申請を行い、業所管省庁内で審査の上、問題がない場合に発行されるものです。
- (2) 受付済証の申請に必要な書類は下記のとおりです。
 - ・申請書
 - ・誓約書(入国者・受入責任者)
 - ・活動計画書

- ・入国者リスト
- ・入国者のパスポートの写し

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：（代表）+998-78-120-8060,（夜間・休日用緊急携帯）+998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：（代表）+81-3-3580-3311,（内線）2902, 2903